

令和2年3月3日

裁判所を利用される皆様へ

旭川地方裁判所

旭川家庭裁判所

管内簡易裁判所

お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の国内感染者が増加しています。

裁判所は、不特定多数の方が利用される機関ですので、当庁を利用される皆様には、感染拡大防止の観点から、下記のとおり御協力をお願いします。

記

- 1 発熱等の症状がある場合は、来庁する前に、担当書記官又は担当調査官に電話等で連絡してください。
なお、担当がわからない場合は、こちらへ→「窓口案内」(HPリンク)
- 2 当庁を利用される場合は、調停室、審判廷、法廷、受付、待合室、面接室及び児童室等において、マスクを着用していただいて差し支えありません。
- 3 手洗いや咳エチケットなどの感染症対策の御協力をお願いします。

※ 今後、状況等の変化に伴い、随時、内容等が更新される場合がありますので御了承ください。